

1 廃棄物処理計画

本県では、廃棄物処理法の規定及び「大分県環境基本計画」の基本目標「循環を基調とする地域社会の構築」の「廃棄物・リサイクル対策」を実行するための個別計画として、平成13年度に「大分県廃棄物処理計画」（計画期間：平成13年度から平成17年度までの5年間）を策定した。以降、平成18年度に第2次、平成22年度に第3次の処理計画を策定し、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきた。

平成27年度には、新たに「第4次大分県廃棄物処理計画」を策定し、一般廃棄物対策として①循環型社会の構築に向けた意識改革、②減量化及び再資源化の推進、③適正処理の推進、産業廃棄物対策として①排出抑制、循環の利用の推進、②安全・安心な適正処理の推進、③情報公開・相互理解の増進を図るとともに、一般廃棄物の新広域化ブロックや「産業廃棄物処理施設の整備方針」を定め、適切な施設配置の指標としている。

また、同年度に、東日本大震災を契機に、新たな課題として生じた災害廃棄物への対策を示すため、それまでの「大分県災害廃棄物等処理基本方針」に代えて、新たに「大分県災害廃棄物処理計画」を策定し、令和元年度に計画の見直しを行った。

2 廃棄物の発生状況

(1) 一般廃棄物の現況

ア ごみ処理の現況

平成30年度に県内で排出されたごみの量は、表2.2-60のとおり、約400千トン（1人1日あたり948gグラム）となっている。

このうち、市町村（一部事務組合を含む）が処理したごみは、397千トン（排出量の約99%）となっている。

また、これらのごみを処理する市町村（一部事務組合を含む）のごみ処理施設は、ごみ焼却施設12施設（公称処理能力1,599t/日）、粗大ごみ処理施設4施設（公称処理能力64t/日）、粗大ごみ処理施設以外の資源化を行う施設12施設（公称処理能力331.7t/日）、ごみ燃料化施設2施設（公称処理能力112t/日）及び埋立処分施設15施設（残余容量957千m³）となっている。

イ し尿処理の現況

平成30年度のし尿の処理量は、424,582キロリットルで市町村（一部事務組合を含

む）が処理したし尿の量は、414,001キロリットル（全体の97.5%）を処理している。

また、市町村（一部事務組合を含む）のし尿処理施設は、16施設で1日当たりの処理能力は、1,378.69キロリットルとなっている。

ウ 一般廃棄物の不法投棄及び苦情処理状況

平成30年度における県内の一般廃棄物の不法投棄及び苦情処理の状況は、表2.2-62のとおりである。

(2) 災害廃棄物の処理状況

平成30年7月に発生した梅雨前線豪雨により、中津市と日田市が被災し、中津市で48.2トン、日田市で70.5トンの災害廃棄物を処理した。

(3) 産業廃棄物の現況

令和元年度に実施した産業廃棄物実態調査によると、平成30年度の本県における産業廃棄物の発生量は7,055千トンと推計され、平成25年度の8,663千トンに比べ1,608千トン減少している。

また、発生量から有償物量の3,735千トンを除いた排出量は3,320千トンとなっており、平成25年度の3,716千トンに比べ396千トン減少している。

ア 地域別産業廃棄物排出量

排出量を地域別にみると、大分地域が最も多く1,484千トン（44.7%）、次いで日田玖珠地域の495千トン（14.9%）、県北地域386千トン（11.6%）、大野竹田地域の347千トン（10.4%）、別杵国東地域325千トン（9.8%）、由布臼津地域の151千トン（4.6%）、県南地域132千トン（4.0%）となっている。

イ 業種別産業廃棄物排出量

排出量を業種別にみると、建設業が最も多く1,029千トン（31.0%）、次いで農業・林業887千トン（26.7%）、製造業885千トン（26.7%）、電気・水道業411千トン（12.4%）となっており、この4業種で全体の96.8%を占めている。

ウ 種類別産業廃棄物排出量

排出量を種類別にみると、動物のふん尿が最も多く877千トン（26.4%）、次いでがれき類869千トン（26.2%）、汚泥854千トン（25.7%）となっており、この3種類で全体の78.3%を占めている。

表2.2-60 ごみ処理状況の推移

区 分		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
計画処理区域内人口(千人)		1,199	1,191	1,184	1,178	1,169	1,160
計画処理区域ごみ総排出量(t/年)		415,962	416,126	408,386	401,673	399,535	401,250
ごみ処理量	焼却	328,075	331,413	323,464	320,840	321,043	324,124
	埋立	3,618	2,584	2,878	2,795	2,795	2,897
	資源化	12,391	10,410	10,250	10,275	9,309	8,989
	高速堆肥化	630	640	596	473	499	541
	その他	65,420	64,708	64,124	60,244	61,507	60,662
計(t/年)		410,134	409,755	401,312	394,627	395,153	397,213
計画処理区域内1人1日あたりごみ排出量(g)		951	957	942	934	936	948
1人1日あたりごみ排出量(全国値)(g)		956	947	939	925	920	918

※ごみ処理量には、資源化量を含まない。

表2.2-61 し尿処理状況の推移

区 分		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
人 口 (人)	水洗化人口	下水道人口	484,455	491,445	496,322	500,754	505,161	512,650
		コミュニティプラント人口	643	648	659	584	4,012	591
		浄化槽人口	564,909	559,332	553,566	550,729	543,421	532,294
		計 ①	1,050,007	1,051,425	1,050,547	1,052,067	1,052,594	1,045,535
	非水洗化人口	計画収集人口	132,981	130,206	124,425	117,463	108,901	103,238
		自家処理人口	15,779	9,853	8,955	8,112	7,990	11,035
		計 ②	148,760	140,059	133,380	125,575	116,891	114,273
	計画処理区域内人口(総人口) ①+②		1,198,767	1,191,484	1,183,927	1,177,642	1,169,485	1,159,808
	非水洗化率(%) ②÷(①+②)		12.4%	11.8%	11.3%	10.7%	10.0%	9.9%
	処 理 量 (t)	浄化槽汚泥処理量 ③		313,861	310,595	313,919	316,191	320,286
し尿処理量		し尿処理施設	106,554	104,334	101,744	97,928	94,076	92,361
		ごみ堆肥化施設	0	0	0	0	0	0
		メタン化施設	0	0	0	0	0	0
		下水道投入	0	0	0	0	0	0
		農地還元	0	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0	0
		し尿処理量計 ④	106,554	104,334	101,744	97,928	94,076	92,361
し尿+浄化槽汚泥処理量 ③+④		420,415	414,929	415,663	414,119	414,362	414,001	
自家処理量		し尿処理量 ⑤	6,070	7,305	6,739	6,535	6,608	10,581
	浄化槽汚泥処理量 ⑥	369	187	171	152	0	0	
	自家処理量計 ⑤+⑥	6,439	7,492	6,910	6,687	6,608	10,581	
し尿処理量計(し尿+浄化槽汚泥+自家処理量) ③+④+⑤+⑥		426,854	422,421	422,573	420,806	420,970	424,582	
くみ取りし尿排出量計 ④+⑤		112,624	111,639	108,483	104,463	100,684	102,942	
1人1日当たりくみ取りし尿排出量(l/人・日) (④+⑤)÷②		2.07	2.18	2.23	2.28	2.36	2.47	
1人1日当たりくみ取りし尿排出量の全国値(l/人・日)		2.40	2.43	2.51	2.52	2.54	2.62	

表2.2-62 一般廃棄物の不法投棄及び苦情処理状況

区 分	不法投棄件数		苦情処理件数	
	29年度	30年度	29年度	30年度
ごみ	780	421	434	863
し尿	-	1	24	7
浄化槽	1	0	41	38
その他	16	13	93	193
計	797	435	592	1,101

工 産業廃棄物の処理状況

排出量3,320千トンのうち、脱水や焼却、破碎等中間処理された量は3,248千トン(97.8%)となっており、中間処理されることなく直接処分された直接最終処分量は36千トン(1.1%)となっている。

また、中間処理により779千トン(23.5%)が減量化されており、2,448千トン(73.7%)が資源化・再生利用されている。残りの81千トン(2.4%)は最終処分されている。

3 廃棄物の処理体制の整備

(1) 一般廃棄物処理体制の整備

ア 一般廃棄物の広域処理

一般廃棄物の適正な処理を図るため、「第4次大分県廃棄物処理計画(平成28年度～令和2年度)」に基づき、市町村等におけるごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場等の一般廃棄物処理施設の設置整備を促進している。

イ 一般廃棄物処理施設に係るダイオキシン類排出実態調査

ダイオキシン類の排出実態を把握するため、市町村等が設置している焼却施設の排出ガスのダイオキシンの排出濃度、基準への適合状況等について把握を行っている。

令和元年度実績については、表2.2-63のとおりであり、全ての施設において基準値を下回っている。

(2) 産業廃棄物処理体制の整備

産業廃棄物処理業者の団体である一般社団法人大分県産業資源循環協会や産業廃棄物排出事業者の団体である大分県環境保全協議会との連携を図りながら、「不法投棄パトロール」や「不法投棄廃棄物の撤去事業」、「産業廃棄物広域交換需給調査」などの取組を行政と業界が一体となって進め、産業廃棄物の排出量抑制、再生利用の促進、適正処理の推進に努めている。

しかしながら、民間による産業廃棄物最終処分場等が、地域住民の理解を得にくいなどの理由によりその設置が困難となっていることから、最終処分場の残余容量、民間事業者による処理施設の整備動向等を踏まえながら、適正な処理施設の整備を進めている。

4 産業廃棄物の適正処理の推進

(1) 産業廃棄物税の活用

産業廃棄物については、排出抑制やリサイクルを促進するための経済的手法として、平成17年度から産業廃棄物税を導入している。循環型社会形成のための目的税として最大限の効果を発揮するよう、その税収を活用して、排出抑制及び再生利用等の推進、適正処理の推進、基盤整備の推進及び啓発広報等の推進に向けた各種施策を展開している。

(2) 最終処分場対策

最終処分場については、従来、一定規模以上の施設(管理型最終処分場については埋立地の面積が1,000㎡以上のもの、安定型最終処分場については埋立地の面積が3,000㎡以上のもの)が許可対象施設であったが、廃棄物処理法施行令の改正により、平成9年12月以降設置される施設については、面積の大小にかかわらず全て許可対象施設とされることとなった。また、最終処分場の技術上の基準を定める命令(いわゆる共同命令)が平成10年6月に改正され、施設設置者に対して浸透水、排水及び周辺地下水の水質検査の実施、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の混入を防止するための展開検査の実施などが義務づけられた。

県では、不適正な埋立処分を防止するため、**産業廃棄物監視員**を保健所に配置して定期的な立入調査を実施している。また、最終処分場の浸透水等の状態を確認するため、定期的に水質の行政検査を実施している。令和元年度は、安定型最終処分場15施設の浸透水、管理型最終処分場2施設の放流水及び各最終処分場の周辺地下水について水質検査を実施した。その結果、現在稼働中の安定型最終処分場2施設の浸透水において、2回ずつ基準超過が確認されたため、事業者に対し、産業廃棄物の搬入停止の指導を行った。(表2.2-64参照)

表2.2-64 令和元年度最終処分場水質検査実施状況

検査項目	浸透水		放流水		地下水	
	検査 件数	超過 件数	検査 件数	超過 件数	検査 件数	超過 件数
BOD	35	1	6	0	-	-
COD	35	3	6	0	-	-
その他	17	0	6	0	23	0

表2.2-63 令和元年度一般廃棄物焼却施設ダイオキシン類排出実態調査結果（環境省実施）

事業主体	施設名称	炉番号	測定日	排ガス中のダイオキシン類濃度 (ng-TEQ/m ³ N)
大 分 市	大分市佐野清掃センター	1	R1. 12. 12	0.00022
		2	R1. 12. 13	0.0021
		3	R2. 1. 16	0.0020
	大分市福宗環境センター 清掃工場	1	R1. 11. 15	0.0036
		2	R2. 1. 17	0.0083
		3	R1. 11. 15	0.0074
別杵速見地域広域 市町村圏事務組合	藤ヶ谷清掃センター	1	R1. 11. 6	0.000032
		2	R1. 11. 6	0.000036
中 津 市	中津市クリーンプラザ	1	R1. 11. 30	0.82
		2	R1. 11. 30	0.51
日 田 市	日田市清掃センター	1	R2. 3. 4	0.86
		2	R2. 3. 5	1.2
佐 伯 市	エコセンター番匠	1	R1. 7. 25	0.0043
		2	R1. 7. 26	0.0011
豊 後 高 田 市	豊後高田市ごみ清掃工場	1	R1. 10. 17	0.0032
		2	R1. 10. 18	0.0034
宇 佐 市	宇佐市ごみ焼却センター	1	R1. 8. 7	0.47
		2	R1. 8. 8	0.54
豊 後 大 野 市	豊後大野市清掃センター	1	R1. 6. 25	0.023
		2	R1. 6. 25	0.051
国 東 市	国東市クリーンセンター	1	R2. 2. 7	0.006
		2	R2. 2. 7	0.014
姫 島 村	姫島村清掃センター	1	H31. 4. 12	0.73
玖珠九重行政事務組合	玖珠清掃センター	1	R1. 10. 10	0.14
		2	R1. 10. 10	0.14

(3) 焼却施設

焼却施設については、平成9年度の廃棄物処理法の改正により、施設の構造及び維持管理の規制が強化された。また、ダイオキシン類対策特別措置法が平成12年1月15日に施行され、一定規模以上の廃棄物焼却炉（火床面積が0.5㎡以上または焼却能力が1時間あたり50kg以上のもの）において、排ガス、集じん灰及び焼却灰のダイオキシン類濃度を測定することが義務付けられた。

県では、不適正な焼却処分を防止するため、定期的な立入調査を行うとともに、設置者が行う焼却灰等のダイオキシン類濃度の測定結果を随時確認している。

(4) 産業廃棄物の不法投棄・不適正処理対策の推進

産業廃棄物の不法投棄、不法焼却、不適

正保管等の不適正処理は、地域の景観をそこない、自然破壊に繋がる等、県民の快適な生活環境を阻害している。

令和元年度の不法投棄件数は39件と、依然として数多く発生しており、憂慮すべき状態である。（表2.2-65参照）

このため、県では、産業廃棄物監視員による排出事業者や処理業者への定期的な立入調査を実施し、産業廃棄物の不適正保管等に対する監視・指導を行うとともに、山間部など不法投棄が行われやすい箇所を巡回し、不法投棄の発見に努めている。

また、ヘリコプターやドローンによる上空からの監視のほか、監視カメラや不法投棄防止用フェンスの設置により、不法投棄対策を強化している。

併せて、県、警察本部、関係業界等により構成する「不法処理防止連絡協議会」を

各保健所単位で設置したほか、市町村職員が産業廃棄物処理業者等への立入調査が可能となる「市町村職員の県職員併任制度」を設けるなど、関係機関との連携を強化し、産業廃棄物の適正処理の確保に努めている。

行政指導に従わない業者等については、積極的に警察に通報するとともに、産業廃棄物処理業許可の取消処分や業停止処分等の行政処分を行い、悪質な業者の排除の徹底を図っている。

(5) PCB廃棄物対策の推進

ポリ塩化ビフェニル廃棄物(PCB廃棄物)の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB特措法)に基づくポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画により、県内の高濃度PCB廃棄物は中間貯蔵・環境安全事業株式会社の北九州PCB処理事業所で処分を行うことが義務づけられており、高濃度PCB廃棄物である変圧器・コンデンサー等は平成30年3月31日までに、安定器・汚染物等は令和3年3月31日までに処分を行う必要がある。

低濃度PCB廃棄物は、令和9年3月31日までに環境大臣から無害化処理認定を受けた事業者等に委託して処分を行う必要がある。

県内に存在するPCB廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に進めるため、平成18年3月に大分県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画を策定して、PCB廃棄物の保管事業者に対する立入指導や助言等を行ってきた。また、未処理のPCB廃棄物を掘り起こすための調査を平成26年度から実施してきた。その結果、平成30年3月時点で把握した全ての高濃度PCB廃棄物である変圧器・コンデンサー等の処分を完了した。

平成30年1月から、県内のPCB使用安定器の本格的な掘り起こし調査に着手し、テレビCM、新聞広告、関係団体への訪問、調査費用の補助制度の創設、説明会の開催等などの取組を行い、令和3年3月31日までに県内のPCB使用安定器の処分完了を目指し、取組を進めている。

5 地域住民の不安解消のための措置

(1) 大分県産業廃棄物適正化条例の運用

産業廃棄物の処理施設の設置にあたり、設置予定者は「大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例」に基づき、県へ事前協議を行うとともに、関係地域住民への説明会を開催することが義務づけられている。

また、県外産業廃棄物の無秩序な流入により、産業廃棄物の適正処理に支障が生じ

るおそれがあるため、「大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例」に基づく事前協議と環境保全協力金の納入制度を適正に運用して、産業廃棄物の適正処理の確保と住民の生活環境の保全に努めることにしている。

6 循環型社会構築加速化の取組

(1) セメント工場への廃棄物搬入体制の整備

焼却残さ等のセメント原料化をはじめとした資源循環の仕組みを構築し、廃棄物の減量化・再資源化を進めるため、市町村や一部事務組合、関係団体を構成員とする「おおいた資源循環推進協議会」を平成29年2月15日に設置した。

令和元年度は、焼却残さの全量セメント化をはじめとする資源循環の仕組みづくりについて、研修会やセメント工場の見学会を実施した。

(2) 循環産業牽引企業の育成

ア 産業廃棄物の発生抑制や再資源化に関する研究開発等について

平成29年度に、産業廃棄物の排出抑制や再資源化に関する意識の醸成を促し、持続可能な循環型社会の構築を図ることを目的とし、大分県産3Rアイデアコンテストを実施し、5件の応募があった。

審査の結果、大分エコセンター株式会社の「アップサイクルによる3R推進(端材を資源として捉え、付加価値の高い商品を創る取組)」と、くにさきエコシステム株式会社の「小型バイオガス発生装置によるバイオオマスの小規模・分散型利活用(実用型小型バイオガス発生装置の開発の取組)」が受賞した。

平成30年度からは県内で排出される産業廃棄物等を地域資源として活用し3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進による環境負荷の少ない循環型社会の形成を図るため、産業廃棄物等の発生抑制やリサイクルに係る研究・技術開発等に必要な経費の一部を補助する大分県資源化推進モデル事業を実施している。

平成30年度は、3件の事業を採択した。令和元年度は、松尾機器産業(株)、日鉄スラグ製品(株)、トーヨーマクロ合同会社、富士甚醤油(株)サンアス工場の4件の事業を採択した。

表2.2-65 産業廃棄物の不法投棄件数及び苦情処理件数（過去5年間）

1 種類別の不法投棄件数及び苦情処理件数

	不法投棄件数					苦情処理件数				
	H27	H28	H29	H30	R1	H27	H28	H29	H30	R1
燃 え 殻	2		7	3		2		7	3	
汚 泥	1		2			1	1	2		
廃 油	1	1		1		3	3	1	1	
廃 酸										
廃 アルカリ										
廃プラスチック	10	14	9	27	13	10	17	17	18	9
紙 く ず		3	1		3	2	3	2		2
木 く ず	13	10	22	29	18	15	17	25	22	14
織 維 く ず	3	2	1	3	9	3	1	2	3	4
動植物性残さ	1				2	1	1	1		2
動物系固形不要物										
ゴ ム く ず	2	1	2	3		2	1	1	3	
金 属 く ず	6	7	4	15	6	5	7	5	10	6
ガラスくず等	5	3	2	18	5	6	4	3	13	4
鋳 さ い										
が れ き 類	10	14	16	30	21	14	17	13	19	14
動物のふん尿	1	1	2	1	1	1	3	2	2	1
動物の死体										1
ば い じ ん			1					1		
そ の 他										
合 計	55	56	69	130	78	65	75	82	94	57

2 地域別産業廃棄物の不法投棄件数及び苦情処理件数

	不法投棄件数					苦情処理件数				
	H27	H28	H29	H30	R1	H27	H28	H29	H30	R1
国 東 地 域	1	0	1	10	5	3	2	2	8	6
大 分 中 央 地 域	18	25	7	11	6	21	23	8	6	2
県 南 地 域	13	4	4	8	6	10	13	8	2	7
大 野 地 域	0	5	0	2	2	5	4	3	2	2
日 田 玖 珠 地 域	4	5	6	5	6	4	15	8	7	6
県 北 地 域	19	17	18	18	14	22	18	18	12	9
合 計	55	56	36	54	39	65	75	47	37	32

※ 国東=国東／大分中央=東部・由布／県南=中部・南部／大野=豊肥
日田玖珠=西部／県北=北部・豊後高田

イ 循環産業牽引企業育成講習会について

産業廃棄物の減量化・再資源化に先進的な取組を行っている企業の役員を講師として招き、中間処理業者向けのセミナーを開催した。セミナーの後、県内の中間処理業者による視察研修を行い、企業意識の醸成を図った。

平成29年度は、独自のリサイクル技術の開発により減量化・再資源化率95%を達成した石坂産業株式会社と、廃棄物を素材と捉え、リユース・リサイクル率が99%の

株式会社ナカダイの2社を招き、講習会を開催した。

平成30年度は、働き方改革等に取り組む企業である株式会社フロンティア・スピリットを招き、講習会を開催した。

令和元年度は、サーキュラーエコノミー推進に取り組む株式会社新菱を招き、講習会を開催した。

第2項 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進

私たちは、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型のライフスタイルを見直し、資源やエネルギーの効率的な利用を進める一方で廃棄物の発生抑制や適正処理などを図り、環境に与える負荷を極力抑えた「循環型社会」への転換を迫られている。

「循環型社会」の実現を目指す国の施策としては、平成7年6月の**容器包装リサイクル法**制定を皮切りに、基本的枠組みを定めた**循環型社会形成推進基本法**をはじめ、循環型社会の形成を進める各種法律が制定・施行されている。

本県においては、平成14年3月に**大分県廃棄物処理計画**を策定し、廃棄物・リサイクル対策の具体的な施策を示す（現在は平成28年3月に定めた第4次計画期間中）とともに、循環型社会を支えるべき県民・事業者・行政それぞれの責務について言及している。

1 3Rを推進する取組

(1) リデュースの推進

ア マイバッグの利用促進の取組

県民の身近な取組として、買い物の際に袋を持参し、レジ袋等を削減する「マイバッグキャンペーン」を平成10年度から実施、平成18年度からは「大分県版**エコマネー**『めじろん』推進事業」として、県内の小売店と連携したスタンプカード方式の実施により運動を展開した。エコマネー『めじろん』が終了する平成20年度には「大分県レジ袋削減検討会議」を設置し、事業者、消費者及び行政等で検討した結果、「県内一斉にレジ袋の無料配布中止を実施すべきである。」との意見をまとめた。これを受けて事業者、消費者団体、市町村及び県が「大分県におけるレジ袋削減に向けた取組に関する協定」を締結し、平成21年6月から「マイバッグを持って買い物に行こう♪」のキャッチフレーズで、レジ袋の無料配布中止の取組を全県的に開始した。令和2年3月末の時点では、33事業者1組合323店舗が参加し、令和元年度の食品スーパー等のマイバッグ持参率は84.1%となった。

なお、令和2年7月1日から全国一律にレジ袋が有料化されたが、今後も引き続きマイバッグの利用促進に取り組んでいく。

イ 食品ロス削減の推進

平成25年度から「おいしい大分食べき

りキャンペーン」として、飲食店や家庭において廃棄されている食べ残し等の食品ロスを減らすための啓発活動を開始した。小盛りメニューなどを提供する飲食店向けの「食べきり協力店」、少量ずつ小分けしたパックの販売を行う総菜店向けの「食べきり応援店」の登録や「わが家のエコ料理コンテスト」に取り組んできた。食べきり協力店・応援店の取組については、九州では本県が早くから取り組んでおり、平成28年度からは九州全体に広がった。令和2年3月末時点で、協力店は244事業者414店舗、応援店は39事業者115店舗である。

平成28年度からは新たに、宴会料理の食べ残しによる食品ロスを削減するため、予約時には適量を注文し、宴会の開始後30分間とお開きの前の30分間は自席で料理を楽しむ「おおいた30.10運動」に取り組んでおり、市町村や各種団体と連携して啓発チラシを配布するなど広く周知を図った。

また、「食品ロスの削減の推進に関する法律」が、令和元年5月31日公布、同年9月27日に施行され、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進することとし、10月を「食品ロス削減月間」、同月30日を「食品ロス削減の日」とすることが明記された。

(2) リユースの推進

県内で日用品等の修理を行っている店を「九州まちの修理屋さん（大分県版）」として登録（令和2年3月末現在445店舗）し、県のホームページで修理する店舗の情報を紹介することにより、使えるものは修理して大切に使う意識の醸成を図った。

(3) リサイクルの推進

ア 小型家電リサイクルの推進

使用済みの携帯電話、デジタルカメラ等の小型家電には貴重なレアメタル等の金属が含まれているが、大半はリサイクルされずに廃棄されている。

そこで、安全かつ効率的なレアメタルのリサイクルシステムを検討するため、平成23年度から平成25年度まで県内6市町において使用済小型家電の回収モデル事業を実施した。

平成26年度は、県内の13市町において「小型家電リサイクル法」に基づく回収が行われたが、回収量が少なく対応に苦慮していたことから、回収された小型家電製品

がリサイクルされる過程を見学してもらうことにより適性排出に努める意識の高揚を図るため、県民を対象とした小型家電リサイクルバスツアーを実施した。

イ 大分県リサイクル製品認定制度

県内で発生する廃棄物を利用した製品で一定の基準を満たした製品に対する認定制度「大分県リサイクル製品認定制度」を設け普及を促進している。(令和2年3月末現在、269製品を認定。)なお、県が発注する土木工事のみならず市町村に対しても大分県リサイクル認定製品について優先使用を依頼している。

第3項 バイオマス等の循環資源の利活用

1 大分県のバイオマス利活用計画について

本県では、動植物に由来する有機物である資源が豊富に存在しており、こうした農山漁村地域にあるバイオマスを最大限に活用し、地域活性化やエネルギーの利用など積極的な活用推進を図るため、平成28年2月に「大分県バイオマス活用推進計画」を策定した。

この計画は、バイオマス活用推進基本法(平成21年法律第52号)に基づき、バイオマスの活用の促進に関する施策についての基本的な指針等を定めた国の「バイオマス活用推進基本計画」及び、大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」における環境部門での施策を具体化した「第3次大分県環境基本計画」を受けて、地域のバイオマスを利活用して豊かで安心、活力、発展する循環型社会づくりを目指すものである。

第3次大分県環境基本計画では、2024年(令和6年度)を目標年として設定し、達成に向けて、それぞれの担当部門において取り組むこととしている。令和元年度(計測値は平成30年度)における進捗状況については下表のとおりである。

【環境指標】

指標項目	単位	現状		
		R1 (H30)	R1 (H30)	R6 (R5)
廃棄物系バイオマス利用率	%	98.1	98.1	98.7
未利用バイオマス利用率	%	87.9	70.8	80.3

注) カッコ内は測定年度

2 プランの主な取組

(1) 地域資源の総合的な利活用の推進状況

国は市町村が自らバイオマスの利活用構想を樹立する「市町村バイオマス活用推進計画」の策定を推進している。

大分県では、「バイオマスタウン」については日田市、宇佐市、佐伯市、九重町、玖珠町、竹田市、杵築市の7市町が認定を受けており、また「バイオマス産業都市」については佐伯市、臼杵市、国東市、竹田市の4市が認定を受け、地域の特性を活かしたバイオマス活用の取組が行われている。今後は新たにバイオマスの活用に取り組む市町村に対し、市町村バイオマス活用推進計画の作成等の支援を行う。

日田市は日田市バイオマス資源化センターの設置やエフオン日田、グリーン発電大分、日田資源開発協同組合の設立により、家畜排せつ物(豚糞)、集落排水汚泥、生ごみ、焼酎かすのメタン発酵化や製材残材、杉パーク等を燃料化・木質チップ化すること等により、バイオマス資源の利活用を進めている。

(2) 産・学・官・県民連携による利活用の推進状況

ア エネルギー関連産業を県経済の新たな牽引産業に成長させることを目指し、大分県エネルギー産業企業会を平成24年度に設立。県内企業が取り組む地熱、小水力、バイオマス等に関する製品・技術開発から販路開拓までの活動について支援を実施している。

イ 家畜用飼料の高騰対策として、県内食品製造事業所等で発生する食品製造残渣の飼料化について、行政・試験研究機関・食品製造業者、飼料製造業者を構成員とし、実証試験を実施。濃厚飼料の代替えとして、既に実用化されている。

